

外部機関・団体等の依頼配布物について

大津市立晴嵐小学校長

外部機関や諸団体からの児童・保護者への配布物の依頼が多くなっており、職員が教室で配布する作業に多くの時間を要しています。特に学期末、学期始めは依頼が集中し、子どもと向き合う時間の確保や教育活動全般に支障が出ています。ついてはこれらを鑑み、外部機関・団体等の依頼配布物に係る規定を定めていますので、ご依頼主様におかれましては趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

【チラシ等配布の基本ライン】 チラシコーナーでの置き置き式（児童・保護者が必要に応じて）

⇒数十枚程度を学校までお持ちください

※学級ごとの配布を希望される場合は、次のいずれかの方法をお願いします。

- 児童、または保護者への配布物は下記児童数を参照し、学級ごとの枚数に分けて依頼書と共に送付ください。
- 直接配付物を持ち込まれる場合は、本校職員の配付許可を得た後、学級ごとの棚に入れてください。

- 文部科学省、滋賀県教育委員会、または大津市教育委員会の後援名義を取得されていない団体、催し等のチラシは原則配布できません。
- 上記の後援を取得している依頼であっても、多額の参加費用または営利目的の内容と校長が判断した場合は配布いたしません。
- 上記の規定に反した配布物は、受け取り拒否・着払いでの返送・処分等の対応をいたします。

令和8年度 児童数

学年	組	人数	学年	組	人数	学年	組	人数
1	1	31	4	1	29	しいのみ	1	7
	2	32		2	30		2	7
	3	32		3	31		3	7
				4	30		4	8
				5	30		5	8
2	1	31	5	1	32		6	8
	2	31		2	32		7	8
	3	31		3	31		8	1
	4	31		4	32		9	1
							10	2
3	1	30	6	1	33			
	2	31		2	34		R8.7.22	現在
	3	31		3	35		812	人
	4	30		4	35			